

郵送による書類の送付先にご注意ください

東京上野税務署及び浅草税務署管内の皆様が、確定申告書・届出書等の書類を郵送により提出する場合は、「東京国税局業務センター」へ送付していただきますようお願いいたします。

送付先

〒110 - 8655
台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎
「東京国税局業務センター」宛

振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



①所得税・消費税の依頼書の提出 (初回のみ)

②確定申告



③口座引落しで納付



「税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～」の日程

各会場ともに混雑回避のため、オンラインのみによる「事前申込」が必要となりますので、ご了承ください（詳細は下記留意事項をご確認ください。）。

管轄区域はこちら↓

東京上野税務署管内の方の申告相談

期 間	会 場	所在地	時 間
2月4日（火）	金 杉 区 民 館 （1階第2、第3集会室） ※下谷分館ではありません。	下谷 3-1-30	【受付】 午前9時30分～午後3時30分 【相談：午前の部】 午前9時30分～正午
2月6日（木） 2月7日（金）	台 東 区 役 所 （10階1002会議室）	東上野 4-5-6	【相談：午後の部】 午後1時～午後4時



管轄区域はこちら↓

浅草税務署管内の方の申告相談

期 間	会 場	所在地	時 間
2月4日（火） ～ 2月7日（金）	台 東 区 民 会 館 （8階第2会議室）	花川戸 2-6-5	【受付】 午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後3時30分 【相談：午前の部】 午前9時30分～正午 【相談：午後の部】 午後1時～午後4時



【対象者】^{※1} 年金受給者、^{※2} 給与所得者、小規模納税者の方

※1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象となりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

～ 税理士による無料申告相談についての留意事項 ～

☆ 申告書等の提出のみの場合は、郵送にて別添チラシの送付先へご提出いただくか、直接所轄の税務署にお持ちください。

☆ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類、マイナンバーカード（お持ちでない場合は、運転免許証等の身元確認書類及び通知カード等のマイナンバーが分かる書類）、スマートフォンまたはタブレット等をご持参ください。

また、マイナンバーカード発行時にご自身で設定した①利用者証明用電子証明書（数字4桁）②署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）どちらもご用意ください。

☆ オンラインによる事前申込は、令和7年1月10日（金）から可能となります。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
※ 東京上野税務署管内にお住まいの方と浅草税務署管内にお住まいの方とでは使用する二次元コードが異なりますので、ご注意ください。
※ 税務署、地方団体及び会場等での電話申込は受け付けておりません。また、本年より事前申込専用番号による電話申込も受け付けておりませんので、ご注意ください。

事前申込サイト（東京上野）



https://coubic.com/uenozei/booking_pages#pageContent

事前申込サイト（浅草）

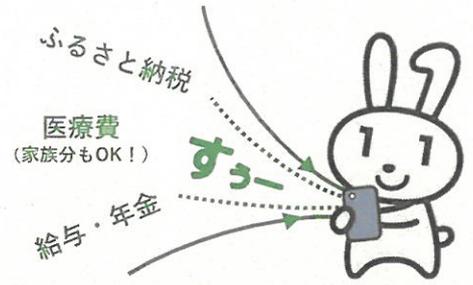


https://coubic.com/asakusazei/booking_pages#pageContent

☆ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非、事前申込をご利用ください。

☆ お車でのご来場はご遠慮ください。

確定申告は マイナポータル連携で 自動入力



一度ご利用いただくと そのメリットを実感！ 翌年以降はさらに便利に♪

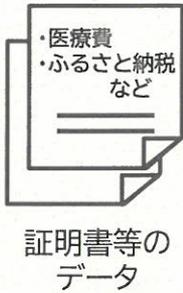
マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

利用した方から驚きの声！

確定申告書の
作成時間が短縮！

医療費やふるさと納税の
データが自動で連携されて楽！
入力の手間も
ミスもなく安心♪



マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金)
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo(個人型確定拠出年金)
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

マイナポータル連携
の詳細はこちら



連携に対応している
証明書発行企業等はこちら



マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

マイナポータル連携を利用するための事前準備



手順に時間がかかる場合がありますので、お早めの準備をお願いします

必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ



スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



- ① 署名用電子証明書のパスワード (英数字6~16文字)
- ② 利用者証明用電子証明書のパスワード (数字4桁)

準備手順



STEP1

- ✓ マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします



利用者登録はこちら

マイナポータル



STEP2

- ✓ 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択

証明書等の種類や証明書等を発行する発行元を選択します



確定申告の事前準備ページはこちら

STEP3

- ✓ マイナポータルとe-Tax・民間送達サービス・ねんきんネットを連携

マイナポータルとe-Taxを連携した上で、取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービス、ねんきんネットを連携します

STEP4

- ✓ 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

- 1 証明書等の電子交付サービスの利用者登録や電子交付への同意
※ 手続完了までに数日かかる場合があります
- 2 企業連携の実施
民間送達サービスと証明書等を発行する企業を連携します

STEP5

- ✓ e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を確定申告書に自動入力する場合には、e-Taxのマイページで情報取得を希望する旨の登録や、マイナンバーの提供等が必要です



事前準備が完了したら、確定申告書の作成を開始！
確定申告書等作成コーナーからマイナンバーカードでe-Tax！



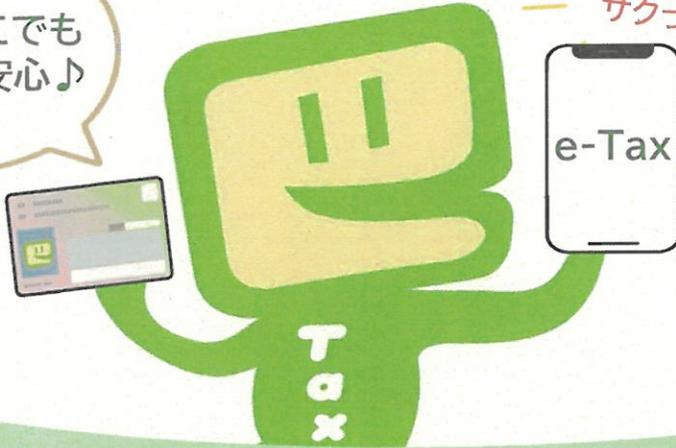
作成コーナー



書かない✕確定申告

マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪



スマホで
サクッと♪

すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!



※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能

確定申告期間
24時間利用可能

申告書が
データで取得可能

添付書類
提出不要

早期還付
(3週間程度で還付)

※メンテナンス時間を除きます

※一部の書類を除きます

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

- ✓ **マイナンバーカード**
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください
- ✓ **マイナンバーカード読取対応のスマホ**
(又はICカードリーダー)
- ✓ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
 - ① 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の
対処法については、公的個人認証サービスの
ポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- **マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります！**
- **利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！**
(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから
スマホ用電子証明書の利用申請・登録をする
必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



読取不要

申告に困ったときは

- ▶ **動画で見る確定申告**
確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



- ▶ **チャットボット「ふたば」**
ご質問したいことをメニューから
選択するか、入力いただくと
「税務職員ふたば」(AI)が回答

